

第 50 回琵琶湖レジャー利用適正化審議会【議事録】

■日時：平成 31 年 3 月 25 日 14 時～16 時

■場所：滋賀県庁北新館 5-B 会議室

■出席委員：井手委員（会長）、岩寄委員、植田委員、浦部委員、久保委員、黒須委員、坂田委員、田中委員、辻村委員、福井委員（欠席）、藤野委員、水谷委員、山本治一郎委員、山本久子委員（副会長）、吉田委員 【出席 14 名、欠席 1 名】

会議次第

1. 開会

・部長挨拶

2. 会長の選任について

・井手会長選任

3. 議事

・事務局より（1）滋賀県琵琶湖レジャー利用の適正化に関する条例について

（2）夏季利用状況調査について

（3）琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の進捗状況等について

3つの議事についてまとめて説明後、以下のとおり審議が行われた。

（井手会長） ただ今の事務局からの説明を受けて、ご意見等ございましたら、どうぞ。では、辻村委員。

（辻村委員） どうも丁寧なご説明ありがとうございます。全体的に航行規制というのが大体広がっていった、悪質なボートであるとか、そういったのが減っているということと、外来駆除の数が年々増加しているというふうな感じで、大変に地道な努力をさせていただいてありがたいと思っております。

ちょっと誠に細かいことなんですが、このプレジャーボートのカラーのチラシのルール 1、2、3 とあるところのルール 3 のプレジャーボートの適合証の表示義務のところなんですが、本文 3 行目、ディーゼル方式の横に括弧が 2 つ重なっておりますので、この括弧を 1 つ取っておいてください。分かりますか。

（事務局） 今、委員がおっしゃっているところを確認させていただきました。ここを見させていただくと、ルールブックのルールの 3 番目のところの「プレジャーボートの適合証の表示義務」というところで、「①琵琶湖でのプレジャーボート」、そこに括弧がござい

ますので、括弧があつて、その委員がご指摘なのは、確かに2つ、括弧が最後にあるんですけれども、その初めの4サイクルエンジンの前の括弧と、それから括弧、4サイクルエンジンおよび環境対策型2サイクルエンジン、さらに、そこでまた括弧が出てございますので、この記載は間違いではないかと思われます。

(辻村委員) 間違いではない。なるほど。だけれども、私は間違えたなど、間違えているなど思いましたので、また書き方を工夫してください。

(井手会長) そうですね。

(事務局) 誤解が出ないようなかたちで工夫させていただきたいと思ひます。

(辻村委員) お願いをいたします。また、鉛製の錘をタングステン製に展開されていたり、工夫されておられますし、何か、他府県からの琵琶湖を守るといふ方々がごみ清掃をいただいているということも大変にありがたいことかなと思ひました。

それと、これもすごく細かいことなんですけれども、資料3-1のところ、時系列に古いもの順から並べていただいているんですけれども、できましたら新しいもの順から並べていただいたら、一番先に平成30年度はこうなんだなとかというのがすぐ目に付くと思ひますので、どうしても上から見てしまうので、時系列を変えていただいたほうが分かりやすいかなと思ひました。

(事務局) 分かりました。そちらの体裁につきましては、若干今回、説明を省略させてもらったところがあるんですけれども、今回、この審議会の場で基本計画の進捗状況を皆さまに審議いただくということで、全部が全部ではないんですけれども、平成27年度というのが前基本計画の最終年度、それと比較して、どういふ進捗になっているかなといふことで、若干体裁は見直させてもらったところがございます。

ただ、委員のご指摘の最初に今年度の取り組みの件数があるほうが分かりやすいといふご意見もあるので、またその辺りは次回の審議会の資料で工夫させていただいて、直させていただきたいなと思ひています。

(辻村委員) お取り組みが大変に熱心で、地道にちゃんと蓄積しているお取り組みだと思ひるので、それをやはり皆さんにより分かりやすくお伝えしたほうが効果的かなと思ひて、細かいことを言わせていただきました。

(事務局) どうもありがとうございます。

(井手会長) 他にいかがでしょうか。

(岩寄委員) よろしいですかね。

(井手会長) 岩寄委員。マイクのほうを回してください。

(岩寄委員) すいません。座って失礼します。この会が琵琶湖ルールの周知徹底なのかという意図で理解しているんですけども、私は17、18年ほど、琵琶湖でバス釣りを主にボートでも釣りをするんですけども、300メートルだったり、350メートルだったりの差がいまだに分らないんです。それぐらいの難しい湖上での難しさというか、理解しにくい部分があるので、これをクリアしたいなとずっと思って、いろんな方とお話ししたり、考えていたんですけども、きょう、今、この会に来させていただいて、一つアイデアが浮かびましたので、ご相談させていただければいいかなと思いました。

琵琶湖ルールの滋賀県のほうでアプリみたいなんをつくっていただいて、それを今スマホに入れていただくと。それで、他府県から来ていただいた方にも、それを開けていただくと、ここは、航行が7ノット以下だよだとか、釣りができないよだとか、この時期は入っちゃ駄目なんだよとか、そういう細かなところもリアルに、鮮明に分かるのではないかなと思ひまして、ちょっと技術的には私はできないですし、この会ならば、そういうようなのも可能かなと思ひまして、ご提案させていただこうかと思ひました。どうでしょうか。議論よろしくお願ひします。

(井手会長) 今の時点で回答できることがあれば、事務局、お願ひいたします。

(事務局) 岩寄委員、どうもご意見ありがとうございます。アプリに関してなんですけれども、特に外来魚のリリース禁止は、いろいろと取り組みをやらせていただひいていまして、外来魚釣り上げ名人事業の方のほうから、平成28年度からやっている取り組みで、初年度にアンケート、調査をさせていただきます。

その中に、ちょっと岩寄委員が言われたのと違ひ、アプリを活用して、例えば、今、回収ボックスのほうに何キログラム入っているとか、なかなかそれは難しいんですけども、そういったアプリを滋賀県のほうが開発して、利用者が見られる状況になると、なお、外来魚を釣り上げるという意気込みであるとか、何かが出るという意見もございまして、なかなか直ちにとというのは難しいんですけども、特にわれわれは、外来魚リリース禁止で若手といいますか、世代を問わずに頑張っただけチャレンジいたしたいという取り組みがございまして、この場でいつまでというお話ができる状態ではないんですけども、さらにこちらの事業の取り組みの参加者だけではなくて、広く琵琶湖のレジャー利用をされる方に何かしら便利に使っていただけるものができるのかどうかをまた検討させていただきます。

たいと思います。

(井手会長) 全ての琵琶湖ルールが示せるアプリということなんですね。

(岩寄委員) はい。

(井手会長) またご検討いただければと思います。ちなみに確かビワイチ用のアプリというのができていましたね。イメージ的にはそれに相当するものかなというふうに思います。他にいかがでしょうか。山本委員。

(山本治一郎委員) すいません。私は初めてでございますけれども、この場は意見ということで何でもということでございますが、よろしいですかね。

(井手会長) はい。

(山本治一郎委員) 私はマイアミ浜のオートキャンプ場の経営をしておるんですけども、資料の2 - 3ですかね、この県のほうで、航行禁止区域の幟旗なりを吉川のところに立てていただきまして、この水上バイクがかなりここに停泊しまして、そしてまた、このバイクが私どものオートキャンプ場のほうに、ファミリーさん、お子さんなり、そしてまた、友達なりが琵琶湖で水泳をされていると、ここに航行区域の300メートルですかね、その区域内に入ってくると。やはり一般水泳場ではありませんねけれども、自己責任で水泳をされておるんですけども、その中に入ってくると。かなり危ないところもございますので、警察なりにすぐに110番して来ていただいておりますけれども、その場では、すぐにおりませんので、かなりわれわれも困っていることでございました。

それが、ここに幟旗を立てていただきまして、啓発なりをしていただきまして、かなり少なくなったということは喜んでおります。一つ、この吉川のこういう事例も載せていただきまして、大変ありがたいなと思っております。

それと、もう一つ、ごみの問題なんですけども、この近くに吉川緑地公園ですかね、一応このボートなりをここでまた発車しているということで、その隣にボートが出られるような対策をまた県のほうで整えていただきました。それもありがたいなと思っております。

ただ、レジャー対策のこの課ではないかと思っておりますけれども、吉川緑地公園というのは、私どもの近くに、野洲川、途中のところにあるんですけども、ここに、バーベキューをしてもよろしいですよというような場所が指定されております。そのところでバーベキューをされている方が、そこは無償でバーベキューをされているんですけども、私どものほうは有料でしているんですけども、そのごみをキャンプ場に持ってこられて処理をさ

れていると、お持ち帰りしておられないと。

私どもは、キャンプ場の中の方のごみは処理しているんですけども、その区域の、吉川緑地公園の区域の方のそういうごみをこちらに持ってきておられるというような状況でございますので、そのごみの問題。今のこの吉川のここにつきましては、ごみは持って帰っておられると思いますけれども、一部の方も、ごみ、これも税金で処理されていると思います、県のほうで。これも、対策としても、また引き続きお願いしたいなと思います。

以上でございます。

(井手会長) ありがとうございます。今のは特にご意見としては、ごみの持ち込みの問題でしょうか。

(山本治一郎委員) はい。これは都市計画課になるんですかね。

(事務局) すいません。都市計画課の磯部と申します。湖岸の湖岸緑地のほうは都市公園というかたちで、県の都市計画課が所管しております。今、話に出ました吉川のエリアにつきましては、バーベキューは禁止にはしていないエリアになります。一応区分けとしましては、民家が張り付いているようなところであったりとかは原則禁止しております、それ以外の区域は禁止していない状況にあります。吉川は言われるとおりの禁止はしておりません。

湖岸緑地のごみの状況なんですけれども、基本的には持ち帰ってくださいというかたちで指導をしているところです。マイアミ浜さんのほうに持ってきているような話も伺ってはいるんですけども、まず、うちの中では湖岸緑地にごみを捨てないでほしいという啓発は今させてもらっているところでして、ただ、マナーの問題でマイアミ浜に持っていくということもマナー違反の話ではあると思っております。具体的な取り組みとしては、何かしているわけではないんです。

以上です。

(井手会長) いかがでしょうか。なかなか難しいものがあるかなと思います。

(山本治一郎委員) すんません。今の吉川の緑地公園の方が、マイアミ浜のキャンプ場を利用されている方が無料のほうにキャンプをされていたと。その方が、こちらのキャンプ場にごみを持ってこられたというのを私どもの職員のほうが見たんですけども、ほんで、緑地公園のほうでキャンプをされるのはいいんですけども、今のごみをこちらのほうまで持ってこられる。これは本人のマナーの悪さだと思いますけれども、緑地公園のほうで処理、近江グループさんですかね、近江鉄道グループさんですかね、指定管理されている、そこが一応処理されているようなことを聞いておるんですけども、一部の方がこち

らのほうまで持ってこられるというようなことを、そういう。向こうは監視員さんがおられませんので、こちらに持ってこられるというような状況もお聞きしたということでございます。

(井手会長) 確認としましては、吉川の緑地公園のほうでバーベキューをやっておられたが、そのごみはそちらのほうでは捨てられないので、マイアミ浜までわざわざ持ってきて捨てている人たちがいらっしやると。

(山本委員) そうです。なので、吉川のここの緑地公園ですかね、ここはだいぶごみも少なくなって、県のほうでも処理をされているというようなことなんですけれども、吉川の公園緑地のほうはそのままの状態なのか、向こうがこちらのほうまで持ってこられているというようなことで、そういう対策は何かないかなということなんですけれども。

(井手会長) 持ち込みの確認からまず要るのかなと思いますが。

(辻村委員) 例えば、この区域では自分でごみは必ず持ち帰ってくださいよみたいなのが分かるような、何かでかい看板か何かを立てておくとか。

(井手会長) たぶん、吉川の緑地公園がそうなっているんですかね。

(山本委員) その途中で、ごみの処理をされているというような看板はあるんですけれども、マナーの悪さで結局捨てて帰っておられるというところなんです。

(井手会長) ごみが多い場合はあるし、この吉川はごみ箱は設置されているんですか。

(山本委員) いや、ないですね。

(辻村委員) ごみ箱がなくて、ごみ箱を探して、そのバーベキューをやった人はそちらまでごみ箱を探して行かれるんやね。

(山本委員) そうです。そうです。

(辻村委員) わざわざね。

(山本委員) そうです。こちらは有料で使用料をいただいて、有料で捨てているんですけれども。

(井手会長) 都市計画課、どんなものですか。

(事務局) すいません。都市計画には、湖岸緑地には、ごみ箱はございません。基本的には持って帰ってくださいというお願いです。これは公園の条例違反なんですけれども、ごみが捨てられた場合には、やむなく公園管理者が処分はしているんですけれども、基本的には持って帰ってくださいというかたちでお願いをして徹底をしているところです。

今の聞いている状況としては、それを持ち帰るときに、本来であれば自分の家に持ち帰って捨ててもらったところを、マイアミ浜さんのごみ箱に捨てておられる事例があるということは別でも話は伺っているんですけれども、うちも利用者さんをどこまで、当然出られた後の追跡はしていないので追い掛けられていないというのが今の現状です。

(辻村委員) 例えば、ごみを持ってきはったら、ごみ処理代300円をもらいますと言うて、お金を取らはったらどうですか。例えばの話です。

(山本治一郎委員) いや、たまたまキャンプ場で宿泊された方が、同じ方が、その無料のほうで泊まれた方だったし分かったんですけれども、1回か、そこら辺で吉川のほうの宿泊キャンプ場を使われる方については顔も分かりませんので、たまたま歩いてこちらのほうまで来られたし分かったという、なじみの方でしたので、一般の人の顔は分かりませんので、その方が宿泊した人かということは、300円を取るとか、区分けはできませんので。

(辻村委員) それか、お持ち帰りくださいと一言、やはり見つけた人が「すいません。お持ち帰りください」と声掛けしかないですけれどもね。

(山本治一郎委員) なかなか、その区域の仕分けがちょっと難しいんで。

(辻村委員) お気の毒ですね。

(井手会長) なかなか、持ち込まれたかどうかをまず確認ができないという状況ですね。

(山本治一郎委員) はい。

(井手会長) とは言いましても。

(山本治一郎委員) 県のほうでは何とか、その区域のバーベキューをされたごみは何と

か、自分たちで処理をしてくださいと、もっと強硬なかたちでもらうとありがたいと。

(岩寄委員) この流れで言ってよろしいですか。

(井手会長) はい、岩寄委員。

(岩寄委員) 湖岸緑地の駐車場は私もよく利用させてもらうんですけども、浜大津、大津方面のほうは有料になっていたり、南湖の東のほうは無料だったりして、その時点で僕は若干なんですけれども、東側の有料化というのもなぜならないのかなというのは疑問には思っていた次第で、僕も掃除に参加したり、釣り人側として迷惑を掛けた部分を理解しているんで、ごみも掃除するんですけども、そういう湖岸緑地の今無料になっている部分の駐車場を有料化にして、それをごみ処理の費用に当ててもらうとか、そういうなものは意見として言わせていただけたらなと思っております。なぜあそこは無料と有料の差があるのかからお願いいたします。

(井手会長) はい、説明をお願いできますか。

(事務局) お答えさせていただきます。今言われている大津は、大津港の近くのところは、実は管理者が、縦割りで大変申し訳ないんですけども、大津市の管理になっているんです。大津市の運用で有料化している。そこ以外の今言われている東側であったりとか、北のほうとかも県の管理になっておりまして、そこは原則有料化は今していない状況になっております。

(岩寄委員) 県側としては、無料でやるほうが望ましいというかたちですかね、現状。

(事務局) 今の現状としましては、そうですね、無料化のまま。

(岩寄委員) まま。

(事務局) 今、有料化を検討していることはないです。

(岩寄委員) ごみは各自、マナーの下、やってもらうというのが基本。

(事務局) そうですね。そこは基本的に持って帰ってくださいになっています。

(岩寄委員) それは、政策として県側がやろうとしている方向性も今はないですか、協

議なり。

有料というか、ごみを、そうです、何かの有料化にして、それを僕は元手にごみ処理に使っていただけたらと、ざくっとしたアイデアですけれども、そういうのは財源も必要でしょうし。

(井手会長) ごめんなさい。確認ですけれども、県が管理している、例えば、先ほどの吉川緑地公園は、名前は公園ですけれども、公園という扱いになっているんですか。

(事務局) 都市公園の種類としては広域公園という名前になっております。いろんな湖岸沿いの広い点々としたいろんな公園がありまして、ほんまに浜だけになっている都市公園や緑地のところもあれば、駐車場があるところもあったり、多目的グラウンドがあるようなエリアもあったりして、多様な公園にはなっています。

(井手会長) いわゆる湖岸とかは基本自由使用が原則になっていますよね。

(事務局) そうです。基本的には自由使用の原則、河川法の自由使用もあり、都市公園でも、他の利用者に支障のない範囲であれば自由に使ってもらおうふうにはしています。

(井手会長) だから、そこに公園という網をかぶせてやれば、理論上は有料化というのもできるのでは。

(事務局) 湖岸緑地であったり、県の公園ではないんですけれども、先ほど言われた大津市の公園であったりとか、あと、長浜市の豊公園というところも、湖岸ではないんですけれども、有料の駐車場等も使われている事例もありますので、できないことはない、不可能ではないと思います。

(井手会長) 何かありますか。

(事務局) すいません。琵琶湖保全再生課と申します。都市計画課さんがいらっしゃるところで所掌外の公園の話で申し訳ないんですが、大津市さんの公園ですとか、今話がありました長浜市の豊公園など、都市部に近いところというのは民間の有料駐車場もたくさんあるようなエリアで、一定有料で運営とかができるのかなと。それに比べまして、琵琶湖の東側とかですと、例えば駐車場が有料になったら、その後に路上駐車が増えるとか、そういうこともありますので、一概に管理経費の理由から有料にしようというのが簡単に行くかどうか。また、その利用頻度の関係でペイできるかどうか、そういう問題があるというようなことも少し聞いております。

琵琶湖保全再生計画の中で、保全再生と活用との好循環というのを考えておまして、先ほど部長からのあいさつの中でもありましたように、実際に琵琶湖に触れていただくことで守っていきたいというようなことを考えております。ひとつ、その使っていく方に何らかのかたちで対価をいただいて、それを保全再生に回すというのができないかということも現在庁内で検討を進めているところでございます。

(井手会長) 検討するにしてもかなり時間がかかる問題にはなると思いますが、しかし、重要なご指摘ですので、そういったかたちでの健全な利用化を図る、そういった方向性でも検討いただければと思います。

(辻村委員) そうしていただいたほうが、お金を払って琵琶湖に来てくれはる、お金を払って琵琶湖にルールを守って、スポーツマンシップをちゃんと守って遊びに来てくれはるという人たちに来ていただいたほうが琵琶湖もきれいになるし、ごみの置き去りやとか、ごみの不法投棄もなくなるだろうから、お金を払ってでも来たいという人たちを増やすほうが私は琵琶湖にとっては良いと思うのです。

そういう今、岩寄委員がおっしゃったように、やはり駐車場にしても、何にしても琵琶湖はお金がかかるけれども、お金を払っても来たいというふうな魅力を理解する方々を集めたほうが私はより良いと思います。ですから、岩寄委員のご意見に賛成します。

それと、もう一つなんですけれども、高島市白鬚神社の大鳥居の周辺で、SUPボードとかをこうやって、資料2-3の写真を見たら分かるんですけども、やはりこれは聖域だから、これはやめてほしいと思います。この皆さんはたぶん鳥居の間をすり抜けるのがスリルがあっていいんでしょうけれども、そういう遊びの公園やないんで、やはり聖域やということをもっと皆さんにスポーツマンシップとして分かってもらうようにして、こちら辺の規制というのは網掛けしてもらいたいと思います。やはり美しいところは、いつ来ても美しいというふうにしておかないと基本からずれると思いますので、ぜひこの白鬚神社とか、この祈りと暮らしの水遺産に指定されている沖島ですかね、そういったところとかのそういうレジャー使用の規制の網をかぶせていただけるような検討をお願いしたいと思います。

(井手会長) ありがとうございます。まず1点目の琵琶湖の使用料を徴取するかどうかにつきましては、これはやはり慎重に検討していただく必要があるかとは思いますが、今の時点で事務局何か。

(事務局) 先ほどからおっしゃっていただいている有料化の話というのは、琵琶湖を、先ほど話が出ていましたけれども、守ると活かすの話で検討しているんですけども、基

本的なところは2つぐらい論点があるんだと思います。

一つは、今、先ほどお2人がおっしゃっていただいた意見というのがある一方で、もう一方で、いわゆるお金を払ってごみを捨ててもよいということをどう考えるかということが一つありますのと、もう一つは、駐車場にしても公園にしてもそうなんですけれども、制度的には今おっしゃったように都市公園もお金を取れるんですけれども、それをするためには、常に人がいて、ただ乗りを許さないように囲って、かつ、ちゃんとお金が取れないあかんわけなんです、そういうこととペイするののかというまた問題があります。

それから、先ほどちょっと出ていましたけれども、だから、そうすると、特に湖岸堤の付近には駐車場がないので、有料にした瞬間に農道とかに車を止める人が出るというのをどう防ぐかという問題がありまして、いろんな論点が実は今上がってきております。

そういうことで、実は、この去年、おとしぐらいから、その保全と利用のあり方という中で、そういう有料化というのを含めて検討はしているところですので、もう少し時間がかかるかなという具合に思います。

ご意見、おっしゃっていることはごもっとも、全くそのとおりなんですけれども、実は、そういうふうな提案をいただきながらいろんな課題があるということで、また議論を煮詰めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

(井手会長) ありがとうございます。それから、2件目の~~二の~~白鬚神社の湖中大鳥居の回りのプレジャーボートとかSUP等の問題ですが、これはこれで、またテクニカルに難しい問題が実はありまして。事務局のほうから神社側さんからの要望とか、その辺りをご説明していただけますか。

(事務局) はい。そうですね。高島市の白鬚神社湖中大鳥居周辺の利用状況につきましては、現在、航行規制水域には指定していないエリアでございます。

初めて、このレジャー審議会場で、この鳥居周辺における水上オートバイの利用等の状況を報告させていただいたところございまして、白鬚神社の方は、やはり水上オートバイの航行は、鳥居が傷付いたとか、大変困っておられます。

ただ、一方で、航行規制水域をうちが、県が設定するとなると、沖合から騒音防止のためであれば、マックス350メートル沖に航行規制の黄色いブイ、これを明示するために設置する必要があります。ただ、そうすると、やはりそれを鳥居周辺に張り巡らされて黄色いブイが立つのも困るしなという率直な意見も伺っているところでございます。

われわれは航行規制水域には指定していませんけれども、特にやはり規制を設定すべきではないかというご意見をいただいているところもありまして、今回、初めて利用の状況を報告させていただいて、幅広に皆さんの意見を伺いたいということもございまして。

われわれ琵琶湖政策課としましては、いろいろな規制となると、レジャー利用者の方に当然説明していかないとはいけませんし、なおさら、そこは丁寧に説明する時間も必要にな

ってまいりますので、まずは来年につきましても、週末を中心に監視のポイントに出て調査するという中で、また皆さまからのご意見も頂戴しながら、規制するならどういう規制が望ましいのかというところを踏まえまして検討して、いろんな場でご意見を頂戴しながら議論していきたいなと思っているところでございます。

(委員) よろしくをお願いします。

(井手会長) あと、ちなみに祈りの対象ということでしたら、琵琶湖の周辺、この白鬚神社の大鳥居のみならず、いわゆる竹生島とか、いろいろと対象があるものですから、そういったことも踏まえながら少し時間をかけて検討していく必要があるかなというふうに思っております。

他にいかがでしょうか。分かりました。では、吉田さん、水谷さん、黒須さんの順番で。

(吉田委員) すいません。今、ごみの話はいろいろと論議されているんですけども、われわれ漁業者としては、このごみがいかにして少なくなるかをいろいろと考えてはいるんですけども、例えば、瀬田川の場合ですと、流れてきたごみが全部ほとんどたまっておりまして、護岸にね。それを皆回収しております。

回収している状況、そういったものを世論に対して理解していただく、こんだけごみが出ていますよと。そういう実際にごみがどんだけあるかというのは、いわゆる表示するか、PR、そういったものはあまりできていない。そういうようなものをしていってやればどうかと。現実、一番うちとして困っているのは、空き缶とか、そういう湖底にいつかたまっていくごみがあります。それは、今、藻刈りということで、マンガンで湖底耕耘をやっているんです。かなりの数が上がってきております。

また、あそこの琵琶湖環境研究センターですか、あの前で、里海づくりということで、一般の方にも参加していただいて、湖底耕耘、そういうなんもやっているんですけども、かなりのゴミが湖底に埋まっていると。そういう実態を、これから水遺産をいろいろとPRしていく中で、そういったものを皆さんによく知っていただくということがまず大事やというふうに思います。

それと、話は変わりますけれども、水上バイクなんですけど、前にもお願いしていたんですけども、瀬田川は、本来は航行できない場所なんですけど、集団で3回ほど、去年も現実になりました。すぐに電話しても間に合わないというような状況なんですけれども、そういった方への周知徹底というんですかね、何か、そういうよく分かるような、例えば、先ほどのごみの話やないけれども、監視カメラ、そういうようなもんを設置したから、必ず見つかるよと、悪いことをすれば見つかるというような、そういうかたちを取っていないと、マナーの低下で、なかなか思うようにいかないというのが現状やと思います。

そういうことで、それと、もう一点は前にも言うたんですけども、いわゆる船ではな

くて、ゴムの浮袋みたいな、そういうなんで釣りを現実に夜にされている方がおられます。それが漁船なんか航行する場合に非常に危険やと。ほんまに近くに行ってから、その釣りをしている人が判明するというような状況もございます。そういうような取り締まりというんですかね、そういうなんも徹底していただきたいなというふうをお願いいたします。たくさん言いましたけれども、よろしくをお願いします。

(井手会長) ありがとうございます。3点、ご意見があったと思いますが、1点目のごみの量の多さをちゃんと、見せる、示すべきだというご意見ですね。これについては何らかの方法を考えていただければと思います。

それから、2点目、3点目は、いずれも湖上の航行の問題だと思いますが、こちらにつきまして、何か、今の時点で事務局のほうからお答えいただけることはありますか。

(事務局) 吉田委員がおっしゃっていただいた瀬田川の水域というのは、おそらく、このプレジャーボートのルールブックをお配りしていますけれども、この色塗りでいくと、黄色に塗っているところかなと。瀬田川、こちらにつきましては、県警さんのほうで水上安全条例に基づいて規制している水域でございまして、そこで、きょう県警さんに来ていただいていますけれども、何かいただけますでしょうか。

(事務局) この瀬田川の航行規制といいますのは、3月から11月まで、5トン未満の動力船が航行禁止になっておりまして、ちょうどJRのちょっと手前ぐらいから瀬田川になるんですが、一応便宜上、JRの高架のところから5トン未満の動力船の航行禁止の表示をさせていただいています。ですが、なかなか知らない人とかがたまに紛れ込んでくるんですけれども、すぐに通報をいただいていますので、警備艇等で行って、注意、警告、指導をさせてもらっています。

あと、水上オートバイの方に対しては、私どもの水上安全条例で、琵琶湖で水上オートバイに乗るときには講習の受講義務がありますので、その講習の中で瀬田川は3月から11月までの間は航行禁止という講習の受講の中で指導徹底をしております。ですが、どうしても瀬田川との境目が、競艇場の辺りから瀬田川になるんですが、何せ、線を引っ張ったら余計に危ないので、今のところ、表示が難しいというのがありまして、今、先ほども言いましたように、JRの高架の上のほうに便宜上書かせていただいているというのが現状です。なかなか陸上の上のように線を引っ張って、こっからここまでが瀬田川ですという表示が難しいもので、今、実際、警備艇での広報啓発活動と水上オートバイ安全講習での指導をさせていただいております。

あと、夜間のゴムボートの関係なんですが、この水上安全条例で、夜間の灯火ということで規定がありまして、夜間に航行する船は白色の全周灯、360度見える灯火を掲げてくださいという決まりがあります。ただ、それは船舶についてなんですけれども、今、バ

ス釣りをされる方とかは、船ではないような浮輪のもうちょっとおっきいような感じで、足ひれが付いたような感じで、あれは船とはいわないんですけれども、そういう用具が出てきていまして、確かに沖合に出てこられると危険なので、私ども警備艇で警ら途中、あまり沖合には出ないようにしてくださいと言っているんですが、いろいろと釣りの用具が多種多様化してきました、現在、夜間航行している方については、発見次第、注意、指導するようにはしております。

なかなかそこで灯火をつけてくださいとは言うんですが、船とそのゴムボートの境目というのが非常に曖昧になってきていまして、明らかな船の場合ですと、条例での指導、警告ができるんですが、浮輪のようなかたちですと、お願いというかたちで、危険やから自分の身を守るために、そのようにしてくださいというお願いというような状況になっております。

(井手会長) ご説明ありがとうございました。岩寄委員、何か今の件について。

(岩寄委員) すいません、何度も。すいません。岩寄と申します。航行規制の区域の話が先ほどから出ていると思うんですけれども、これは一番最初に言わせてもらったアプリで解決しないのかなと今思っております。線を引っ張ったり、ブイを浮かべたりというのは、コストもかかるし、危険であるというのもあるれば、考えられるので、スマホ一個あれば地図も開けますし、そこに赤い枠だったり、GPS機能が付いておりますので、音が鳴るだとか、そういう仕掛けをつくれれば、取り締まりの強化までは行くかは分からないんですけれども、未然に防げるレベルのものも多いのではないかと思います。できるのかはちょっと分からないんですけれども、またご検討いただきたいと思います。

(井手会長) では、ご意見として承らせていただきます。確か、前にえりの周辺の案件もございました。えり周辺も一応運航規制の対象になっていたはずですが、確かに場所的に分かりにくいのはあるかもしれません。吉田委員。

(吉田委員) 先ほど、ごみのことと言うのを忘れましたが、釣りの方が、いわゆる港の中とか、ああいう船だまりの中で掃除をしていただいております。それが、かなりの量。私のところも2年続けて掃除をしていただいたんですけれども、当然そういうタイヤのほかしたやつとか、他、そういうごみ類、たくさんのもんが上がってきております。

そういった、これは実際にやったというだけのデータしか上がっていないんですけれども、実際にこんだけのごみがあったというのをもっと世の中に対してPRしていただくというのは大事なかなというふうに思います。

(井手会長) 事務局いかがですか。

(事務局) ありがとうございます。今おっしゃっていただいたごみ拾いというのは、おそらく滋賀県が日本釣用品工業会さんのほうに要望させていただいている湖底清掃のことかなと思うんですけども、実はわれわれも要望して、やっていただいて回収したごみの種類であるとか量を把握したいということで、何度もお伝えさせていただいているんですが、ただ、この湖底清掃活動については全国で展開されています。

中には、これだけ漁港からごみが出たというのを漁業者の方が言わないでほしいというような意見もあって、なかなか難しいという話は聞いておって、われわれももっとPRしたいんです。これだけごみを取って、きれいにさせていただいたということで発信したいというところはあるんですけども、なかなか日本釣用品工業会さんの方で、今現在、回収した、引き揚げたごみの量ないし種類というのは教えていただけない状況がございます。

(井手会長) すいません。そうしましたら、ちょっと飛ばさせていただきましたけれども、水谷委員。

(水谷委員) すいません。琵琶湖を戻す会、水谷です。草津の湖岸で外来魚駆除釣りをやっているんですけども、ボートが前をすごい勢いで走るんで、波でけが人が出る可能性がありますというのを前に代表が言うたかと思えますけれども、これは、7ノット規制というのは全域で規制するというのはできないんですかね。

(井手会長) こちらにつきまして、また県警のほうに回答をお願いします。

(事務局) この7ノット規制と申しますのは、公安委員会、警察が水上安全条例で定めている区域でありまして、ちょっとここには全部載り切っていないんですけども、7ノット規制を掛けている場所と申しますのが、大きな港の中、長浜、彦根、大津港、あと、ここのルールブックの中の地図で黄色に塗られています沖島間の通り道、これは沖島と対岸の近江八幡との通船、漁船等が行き来するところで速度制限を掛けさせてもらっています。

あと、ここの琵琶湖の西岸のほうの瀬田川のほうで掛けさせてもらっているんですが、ここはマリーナが非常に密集しておりまして、そこの300メートルのエリアは、7ノット規制ということで掛けさせてもらっています。ここのその他に全部湖岸から300メートルという規制を掛けてしまいますと、かなり全然関係ない場所もありますので、そこら辺は、あと、密集していないところ辺は、マナーというかたちでお願いしているんであります。今、現状としては、そのような状況です。

(水谷委員) これは普通のまともな利用者にとって、7ノット規制を全域でされてしま

うと困るんですかね、湖岸の300メートルでしたっけ。300メートルの範囲を普通のまともな利用者が7ノットで規制されてしまうというのは困るものですか。

(事務局) 分かりにくいだけで、困るかという、そんなに困らないような気はします。早く行きたいとかという人はおられるかもしれないですけども、基本的にはそんなにはいないと思いますが。

(水谷委員) そんなに==漁業の人は困らないですか。どうなんですかね。

(井手会長) 吉田委員。

(吉田委員) 漁業者としては、ただ、沖合のほうに出たら、ある程度はスピードを上げますけれども、湖岸のところではあまりそんなにスピードは出していないし。

(水谷委員) 出すことはないということか。

(吉田委員) ほとんどプレジャーボートが。

(水谷委員) 出していると。

(吉田委員) 飛ばしているというふうに私は思いますけれども、漁船が現実には速度を上げて走っていますか、そこら辺りを。

(水谷委員) 走っていないですよ。

(吉田委員) ねえ。

(水谷委員) なるほど。だったら、もう誰も困らないのであれば、全域を黄色に指定してしまえば、どこが指定されているかとかを考えなくても済みますし、安全になるのではないかと思いますので、また検討していただければと思います。

(井手会長) 事務局、今の時点で何か。ちなみに7ノット規制というのは、琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例ではないのですよね。

(事務局) そうです。7ノット規制は水上安全条例でございます。

(井手会長) ですから、ご意見としては承りますけれども、この審議会で、決定できる場所ではないということだけのご理解いただければと思います。

(水谷委員) 分かっております。あと、他のことですが、リリース禁止ですが、やはり湖岸を歩いていて見ていると、あまり徹底されていないなと思いますけれども、積極的に監視をするというつもりはないのでしょうかね。どうなんですか。

(井手会長) 事務局、どうですか。

(事務局) 外来魚リリース禁止についてでございますが、われわれもさまざまな取り組みを過去からやってきました。今現在、一定協力いただいている方はたくさんおられるんですが、リリース禁止をなかなか守っていただけない釣り人が今現在もおられるという状況は認識しております。

平成28年度、29年度には、彦根旧港湾限定でしたけれども、外来魚リリース禁止以外にも、ごみのポイ捨てとかで地元の方とか周辺住民が困っているというお話があったので、琵琶湖政策課が音頭を取らせていただいて、関係機関とともに2年間かけて8回、じかに釣り人のところに行って啓発用のウェットティッシュやチラシを持って行って、マナーを守ってくださいなということをお話していただいています。

それをやった結果でも、なかなか今までリリースしている方が、キャッチ&リリースという言葉が昔からあるように、それをいきなりリリース禁止に持っていくというのは非常に、私も3年間、いろいろな取り組みをやってきて難しいというところがございますが、今年度、特に岩寄委員にも関係している話ですが、このできるところからということで、今まで釣り具店さんというのは、やはりわれわれがいわゆるリリース禁止の立場で、ちょっと対岸にいるような、なかなかこちらがリリース禁止と言っても受け入れておられないかなというところがあったんですが、滋賀県も、大津市内の釣り具店で、釣りざおの無料貸し出しをする釣り用具を買っているというきっかけもございまして、そういった釣り具店さんのほうに外来魚リリース禁止のルールキッズのチラシなんですけれども、チラシとポスターのほうを製作させていただいて、店内に貼っていただいと。

日釣振さんを通じまして、県内の釣り具店さんのほうに外来魚ルールキッズのチラシないしポスターのほうも手渡させていただいて、貼っていただいたというところがございませう。そこにつきましては、粘り強くやっていくしかなかないのかなというのが正直。なかなか特効薬というのが。いろいろとアイデアを出してやってきたところはあるんですが、そこは引き続き、さまざまな機会を通じてやっていきたいと考えております。

(水谷委員) また、近いところで、大津のなぎさ公園で一回指導してもらったらどうかと思うんですが、最近、何か餌釣りで大量に釣って逃がしている変わった人がいる

んで、何をしてんのか、よう分からへん。

(事務局) また、そういう情報をいただきましたら、そういう餌釣りをして、どういう背格好とか、特徴を言っていただきましたら別途個別に対応させて、できる範囲になっちゃうんですけども、対応させていただきたいと思いますが、ただ、県内全域、やはりまだリリースされている方がおるという認識は持っていますので、何か、さらにいい取り組みができないかということで、普及啓発、いろいろと皆さんのご意見も参考にしながら考えていっていききたいなと思っています。

(水谷委員) この外来魚釣り上げ名人事業というのも、何か、ほとんど聞くことがないですし、その辺も含めて普及啓発をもっと積極的にやってもらえたらいいかなと思います。

(事務局) そうですね。外来魚釣り上げ名人事業につきましては、平成28年度から取り組みをさせていただいて、釣り上げた重量で初段から名人までの段位を認定するというので、一応3年連続名人の段位を取られた方につきましては、そのように長く継続して外来魚の駆除にご協力いただいたということで、知事からの感謝状の交付を行う予定として始めさせていただいて、今年度、お1人は3年連続名人で確実に殿堂入りをされている方がおりますので、そこをうまく、ちょっとしたセレモニー的なことが、ご本人さんの意向もあるんですけども、滋賀県としては感謝の意を伝えるためにもセレモニー的なものを考えていますので、何かしら、そういった機会を捉えて、もっと発信していけたらいいなと思っています。

(水谷委員) ありがとうございます。

(井手会長) そうしましたら、黒須委員。

(黒須委員) びわこ成蹊スポーツ大学の黒須です。時間はあまりないですよ。

(井手会長) そうですね。すみません。

(黒須委員) 今、ちょっとお聞きしたいことが1点と、あと、意見が1点あったんですけども、意見だけを述べさせていただきます。ずっと私はお話を聞いていて、適正化もそうなんですけれども、レジャーを活性化していくためにどうしたらいいかということを考えていたんですけども、実はうちの大学の実習で、琵琶湖に親しみ、そして、湖上スポーツに触れるということを目的として、カヌーとウインドサーフィンの実習をしております。そういった大学生が湖上スポーツに触れるという機会を今後のレジャー促進に活か

すためにはどうしたらいいかなという点で考えたときに、プレジャーボート以外のレジャーの促進というのを一方で考えてもいいのかなというふうに思いました。

そこで、先ほどの琵琶湖ルールのアプリのアイデアがあったんですけども、規制する、ルールを徹底するというのを周知する一方で、プレジャーボート以外のこういうレジャーがあるよということを併せてPRできるような何か仕掛けを、同じアプリ内でもいいですし、そういったことを今後考えていくというのも一つありかなというふうに思いました。すいません。審議会で検討するようなことではないかもしれないんですけども、私の立場からの意見になります。

以上です。

(井手会長) 貴重なご意見をありがとうございます。審議会では難しいかもしれませんが、たぶん、この条例等が目指している先は琵琶湖の魅力を発信する、誰からも愛される琵琶湖にしたいというところだと思いますので。

では、浦部委員。

(浦部委員) 私は生態系保全のほうから一言言わせていただきますと、外来魚の保全事業の実績を見させていただきますと、実際に保全という意味で防除の主力になっているのは、やはり漁業者による防除のほうがおそらく8割、9割を占めていて、その他が釣りなどによる駆除が1割、2割という感じだと思うんですね。ということは、釣りなどによる駆除というのは、やはり主な目的は外来魚の個体数のコントロールそのものというよりは普及啓発活動で、そちらのほうを主な目的としてやっている事業だと思います。

そのため、実際にやはりなかなか普及しない。ずっとリリース禁止を守らない人がいるというのは、それは困ったことで、その啓発活動はしていかないといけないんですけども、その結果、例えば、リリースの人がなくならないということがない、やはりどうしてもリリースする人がある程度出てくる、こちらがいくら言っても無視する人というのは出てくると思いますけれども、逆にそこはあまりきりきりしなくていいのかなという気もいたします。

そういう取り締まりよりは、むしろそういう子供たちや、あるいは、一般の教育活動といたしますか、そういうのを広くしっかりとやって、それである程度一定の効果が上がれば、生態系保全という立場では、それでよしなのかなというふうに思います。

おそらくブラックバスをすぐに本当に全滅させることというのはかなり不可能なので、当面の目標としては、ある一定の数以下に抑えるというのが当面の目標になるので、そのためには、完璧にリリースをゼロにしようというふうに目標をするのではなくて、とにかく皆さんにそのルールをきちんと知ってもらって、そのリリースをなるべく低くキープするといいますか、そういうふうな感じで目標としてやっていけばいいのではないかなと思います。

ですから、そういう釣り大会とかで、どれだけ駆除したという実績もあれですけども、実際には何人にそういう、例えば、そういう大会で何人に対して、そういうアピールができたかとか、そういう広い広報活動の成果のほうが重要なというふうに思います。

以上です。

(井手会長) ご意見ありがとうございます。なかなかその辺りも、そうは思われない方もいらっしゃると思いますので、こういった審議会場で議論を深めていけたらと思います。

すいません。進行の不便もございまして時間のほうが過ぎておりますので、もし最後に何かこれだけは発言したいとおっしゃる方がおられましたら一件だけ受けたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

すいません。そうしましたら、時間も過ぎておりますので、以上をもちまして、本日のレジャー利用適正化審議会のほうを終了させていただきます。

進行のほうを事務局のほうにお返しします。

4. 閉会

以 上